

平成26年度

(第7期)

# 事業報告

自 平成26年4月1日

至 平成27年3月31日



## 事業報告

平成 26 年 4 月 1 日から

平成 27 年 3 月 31 日まで

### 1 当公庫の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

##### イ 事業活動の経過及びその成果

###### (イ) 総括

当期における我が国経済を振り返ると、景気は、消費税率引上げに伴う影響を受けつつも雇用・所得環境の改善に支えられ緩やかな回復基調を維持してきました。

このような中、当公庫におきましては、お客さまサービスの向上、東日本大震災からの復興支援などセーフティネット機能の発揮及び成長戦略分野等への貢献などに取り組みました。

###### a お客さまサービスの向上

お客さまへの丁寧な対応に加え、お客さまの抱える様々な経営課題に対応するため、経営相談や財務診断サービスをはじめとしたコンサルティング機能の強化、民間金融機関及び関係団体との連携強化など日本公庫の総合力を発揮した資金と情報の両面から金融サービスの強化に努めました。

このうち、平成 26 年度は全 152 支店で「総合力発揮推進計画」を策定し、これを推進しました。具体的には、地方公共団体が地域活性化対策として取り組んでいる地域プロジェクトに 263 件参画し、うち 228 件でお客さまへの具体的な融資支援を実施したほか、複数事業が連携した一体融資や複数事業の情報を活用したコンサルティング機能の発揮に取り組みました。

さらに、アグリフード EXPO などの全国規模の商談会のほか、全国各地で展開した支店規模の商談会やセミナーを通じてサービスを提供した結果、当期の事業間連携によるお客さまの紹介件数は合計 2,910 件となりました。

また、民間金融機関に対しては、その補完を旨としつつ、多くの機関との業務連携を進めており、平成 27 年 3 月末時点で 458 機関と業務連携・協力にかかる覚書を締結しています。平成 26 年度は、創業や事業再生、農林漁業など民間金融機関から連携をより求められる分野におきまして、その実効性を高めるため、それぞれの機関の融資制度を組み合わせた新商品を創設するなどを内容とする「協調融資スキーム」の構築に重点的に取り組みました。さらに、国民生活事業本部、農林水産事業本部及び中小企業事業本部が構築しているネットワークを相互に活用して関係団体との連携強化に努めました。

###### b 東日本大震災からの復興支援

東日本大震災により影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者からの融資や返済に関する相談に対して、引き続き、できる限り迅速かつきめ細かく対応するとともに、東日本大震災復興特別貸付など各種融資による復興支援に取り組みました。

これらにより、東日本大震災復興特別貸付など震災関連融資の貸付実績は1,899億円となり、震災以降の融資実績は累計で4兆221億円となりました。特に、被災地の復興に向けた創業ニーズに対応した支援を行った結果、被災地5県（青森、岩手、宮城、福島及び茨城県）における創業支援数は平成26年度1,674企業となりました。これは震災前の平成22年度と比べ157%です。加えて、東日本大震災復興緊急特例による保険引受や危機対応円滑化業務での対応を行いました。このように、政策金融機関として復興支援に腰を据えて取り組みました。

c セーフティネット需要への対応

経営環境の悪化などの影響を受けている中小企業・小規模事業者に対して、引き続き、資金繰り支援を行うとともに経営面のアドバイスを行いました。

また、原材料・エネルギーコスト高や平成26年度産の米価変動の影響などの経営環境の悪化、さらに御嶽山噴火や台風・大雨などの自然災害などの影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者に対しては、特別相談窓口を設置し、融資相談及び返済相談に迅速かつきめ細かく対応しました。

d 成長戦略分野等への貢献

日本経済の成長・発展への貢献を念頭に、政府の成長戦略等に基づき、中小企業・小規模事業者の創業・新事業、事業再生、ソーシャルビジネス、海外展開及び農林水産業の新たな展開などの支援に積極的に取り組みました。その際、各事業本部がそれぞれの融資制度、審査ノウハウ、融資後の支援ノウハウ、顧客ネットワークなどの共有を図り、連携してサービス強化に努めました。

当期の損益の状況につきましては、経常収益は5,033億円、特別損益を含めた当期純損失は1,347億円となりました。なお、特別損益には厚生年金基金代行返上益806億円を含み、同代行返上益を控除すると当期純損失は2,154億円となりました。

(ロ) 国民一般向け業務

当期の国民一般向け業務におきましては、引き続き、東日本大震災の影響を受けた小規模事業者からの融資や返済の相談に対して迅速かつきめ細かく対応を行い、被災地の復興を支援しました。

円安による原材料費の高騰や人手不足などにより経営環境の悪化などの影響を受けている小規模事業者に対しては、経営計画策定からフォローアップまでを一貫して支援する伴走型の融資制度を活用し、資金面と情報面の両面から支援を行い、的確にセーフティネット機能を発揮しました。

成長戦略分野等への対応につきましては、創業、ソーシャルビジネス、海外展開、事業再生の分野における支援に積極的に取り組むとともに、各分野において、地方公共団体や民間金融機関をはじめとする関係機関と連携した支援を推進しました。

創業支援につきましては、女性・若者・シニア向け融資の金利引下げや、新創業融資制度の貸付限度額引上げによる制度拡充を行い、創業企業の資金需要に対応しました。また、各地域の自治体や商工会、民間金融機関、大学などの創業支援機関と連携して創業支援ネットワークを構築し、資金供給だけでなく、創業計画の立案や商品開発、販路開拓などの幅広い相談にワンストップで対応しました。さらに、若年層に対する創業マインドの向上を図るため、高校生ビジネスプラン・グランプリ（第2回）を開催しました。昨年度を上回る207校から応募があり、創業支援担当の職員がビジネスプランの作成をサポートする出張授業を行いました。平成27年1月には最終審査会を開催し、全国から選ばれた10校による白熱したプレゼンテーションが繰り広げられ、マスメディアにも幅広く取り上げられました。

ソーシャルビジネス支援におきましては、認定NPO法人や地方公共団体の補助を受けて地域の社会的な課題の解決を目指す事業者などへの金利優遇措置を設けたほか、地方公共団体やNPO支援センターなどと連携してセミナーや個別相談会を開催し、地域をあげての支援態勢を構築しました。

小規模事業者の海外展開に対しては、引き続き、全国の支店に設置した海外展開サポートデスクを通じて、税理士や商工会議所、地方公共団体、日本貿易振興機構などの外部機関と連携した支援を行いました。

事業再生につきましては、中小企業再生支援協議会や民間金融機関との連携を強化し、経営改善計画の策定支援や貸出条件の緩和による支援を行いました。

また、家計の経済的な負担の軽減と教育の機会均等に貢献するため、融資限度額の引上げや保証料の引下げによる教育資金貸付の制度拡充を行いました。

これらにより、当期の国民一般向け業務における貸付実績は2兆4,280億円となりました。

国民一般向け業務勘定の当期の損益の状況につきましては、経常収益は1,508億円、特別損益を含めた当期純利益は794億円となりました。

#### (ハ) 農林水産業者向け業務

当期の農林水産業者向け業務におきましては、食料・農業・農村基本法及び食料・農業・農村基本計画、森林・林業基本法及び森林・林業基本計画並びに水産基本法及び水産基本計画などの国の農林水産業における施策を受けて、農林水産業者のニーズ及び地域・業界の実態を把握し、迅速かつ的確に業務を遂行しました。

特に、東日本大震災からの復興支援をはじめとして、大雨・大雪などの自然災害や米価変動などの経営環境変化などの影響を受けた農林漁業者へのセーフティネット機能を発揮しました。

成長戦略分野等への対応につきましては、「人・農地プラン」において地域の中心経営体と定められた農業者や国産材の安定供給・利用、水産業の生産体制強化の取組みを支援するとともに、農林漁業者が加工・販売へ進出して事業の多角化及び高度化に取り組む6次産業化に対して関係機関と連携し支援を行いました。

また、新規就農者に対して、当期から取扱いを開始した青年等就農資金により積極的に支援を行いました。

加えて、国産ブランドを担い、魅力ある農産物づくりに取り組んでいる農業者に広域的な販

路拡大の機会を提供するため、東京及び大阪においてアグリフードEXPOを開催しました。さらに、日本貿易振興機構や貿易商社などと連携し、輸出に取り組む農林漁業者への輸出支援を行いました。

これらにより、当期の農林水産業者向け業務における貸付実績は3,669億円、民間金融機関が行う農業者向け融資の証券化支援の引受実績は14億円となりました。また、当期から新たに実施した農業法人へ出資する投資事業有限責任組合（LP S）への出資約束金額は1,380百万円、出資履行金額は34百万円となりました。

農林水産業者向け業務勘定の当期の損益の状況につきましては、経常収益は473億円、特別損益を含めた当期純利益は0円となりました。

## （二）中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

当期の中小企業者向け融資業務におきましては、引き続き、東日本大震災の被災地域の復興支援に取り組むなどセーフティネット機能を発揮するとともに、各種特別貸付制度や資本性ローンを活用して、中小企業者の成長戦略分野等への取組みを支援しました。

具体的には、経営改善に取り組む中小企業者に対し、資金繰り支援にとどまらず、経営支援（経営指導、コンサルティングなど）に取り組みました。

成長戦略分野等への対応につきましては、新たな分野へチャレンジする中小企業者に対し、新事業室を中心に、ベンチャーキャピタルのほか、民間金融機関や研究開発機関などと連携した支援を行いました。

また、中小企業者の海外展開を支援するため、海外での現地流通通貨の円滑な調達を支援する「スタンドバイ・クレジット制度（信用状発行業務）」に関しては、アジア以外で初めてメキシコのバノルテ銀行と提携を行い、提携済みのアジア7カ国の金融機関と合わせ、提携先が8機関に拡大したほか、同制度における国内の地域金融機関との連携スキームにつきまして、新たに23の地域金融機関と連携し、提携先が53機関に拡大しました。さらに、国際業務部や上海及びバンコクの海外駐在員事務所を活用してASEAN諸国及び中国などの主要都市で交流会を開催したほか、日本貿易振興機構などの海外展開支援機関との連携を推進するなど、資金と情報の両面から支援を行いました。

加えて、事業再生に取り組む中小企業者に対しては、資本性ローンのほか、DESやDDSなどの手法を活用し、再生支援協議会や民間金融機関と連携した支援を行いました。

これらにより、当期の中小企業向け融資業務の貸付実績は1兆7,777億円となりました。

なお、中小企業者向け証券化支援保証業務におきましては、証券化手法を活用した無担保資金の供給推進を図る金融機関がなかったことから案件組成には至りませんでした。

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定の当期の損益の状況につきましては、経常収益は1,160億円、特別損益を含めた当期純利益は772億円となりました。

## （ホ）中小企業者向け証券化支援買取業務

当期の中小企業者向け証券化支援買取業務におきましては、証券化手法を活用した民間金融機関などによる中小企業・小規模事業者への無担保資金供給の促進及び中小企業・小規模事業

者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的として、案件組成に向けた制度の周知及び証券化市場の情報収集に努めました。しかしながら、当期におきましては、投資家の投資意欲の減退、貸出金利が低下したことを背景に、証券化手法を活用した無担保資金の供給推進を図る金融機関などがなかったことから案件組成には至りませんでした。

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定の当期の損益の状況につきましては、経常収益は 355 百万円、特別損益を含めた当期純利益は 320 百万円となりました。

#### (へ) 信用保険等業務

当期の信用保険等業務におきましては、引き続き、東日本大震災復興緊急特例保険などにより、東日本大震災の被災地域の復興に向けた支援に取り組むとともに、経営安定関連保証や借換保証などに係る保険引受により、厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者の資金繰り支援を行い、セーフティネット機能を的確に発揮しました。

また、成長戦略分野等への対応につきましては、引き続き、創業関連特例などを通じた創業支援や事業再生計画実施関連特例などを通じた再生支援に努めたほか、経営力強化保証に係る保険引受を通じて中小企業・小規模事業者の経営支援を行いました。

こうした取組みに当たっては、保険業務推進室を中心に、全国 51 の信用保証協会と意見・情報の交換を積極的に行い、中小企業・小規模事業者のニーズの把握に努めるとともに、信用保証協会に対して創業支援や再生支援の強化を働きかけました。

これらにより、当期の信用保険等業務における保険引受額は 8 兆 4,859 億円となりました。

信用保険等業務勘定の当期の損益の状況につきましては、経常収益は 1,542 億円、特別損益を含めた当期純損失は 2,768 億円となりました。

#### (ト) 危機対応円滑化業務

当期の危機対応円滑化業務におきましては、主務大臣により定められた「東日本大震災に関する事案」、「災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 2 条の災害に関する特別相談窓口に係る事案」、「原材料・エネルギーコスト高対策特別相談窓口に係る事案」などへの取組みに努めました。

これらにより、当期の危機対応円滑化業務における実績は、指定金融機関に対する貸付けが 1,300 億円、指定金融機関が行う貸付け等に係る損害担保引受が 1 兆 2,503 億円、指定金融機関に対する利子補給が 124 億円となりました。

危機対応円滑化業務勘定の当期の損益の状況につきましては、経常収益は 419 億円、特別損益を含めた当期純損失は 149 億円となりました。

#### (チ) 特定事業等促進円滑化業務

当期の特定事業促進円滑化業務におきましては、「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 38 号）に基づき、主務大臣が認定した特定事業を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けを行いました。当期の貸付実績は 29 億円となりました。

また、事業再編促進円滑化業務におきましては、「産業競争力強化法」（平成 25 年法律第 98 号）に基づき、主務大臣が認定した事業再編又は特定事業再編を実施しようとする認定事業者等に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けを行いました。当期の貸付実績は 200 億円となりました。

特定事業等促進円滑化業務勘定の当期の損益の状況につきましては、経常収益は 491 百万円、特別損益を含めた当期純利益は 10 百万円となりました。

#### ロ 組織運営の経過及びその成果

当公庫は、「政策金融的的確な実施」及び「ガバナンスの重視」を基本理念に掲げるとともに、毎期、3 カ年の目標である業務運営計画を策定し、これを着実に実行しています。

組織運営につきましては、「透明性・公正性・迅速性」の高いガバナンス態勢の構築を目的とし、「意思決定」、「監視機能」及び「業務執行」の 3 機能を分離・強化するため、B P R（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）の手法などを用いた改革を継続して実施しています。

意思決定・監視機能の強化につきましては、外部有識者からなる評価・審査委員会及び人事上の重要事項を審議する人事委員会を設置しています。評価・審査委員会では、政策目的に沿って事業が適切かつ効率的に行われているかという観点から、業務及び運営の評価・審査を行うとともに、業務執行に責任を負う取締役の業績評価を行っています。また、役員人事の公平性及び透明性の確保を目的に取締役及び監査役の候補者の評価・審査を実施しています。さらに、重要事項を取締役会のほか総裁決定審議会などの会議体で審議する体制を構築するとともに、大幅な権限委譲により意思決定の迅速化を図っています。なお、監視機能の強化の一環として、I T 技術に関する最新の知見や開発プロジェクトの実務を踏まえた実効性のあるシステム監査態勢を整備するため、平成 27 年 4 月に「システム監査室」を新設することとし、平成 26 年度におきましては、そのための諸規定の整備を行いました。

業務執行に係る改革につきましては、公庫全体のシステム最適化計画を完了し、事務の合理化・効率化に取り組みました。また、平成 26 年 4 月から、給与支給事務・社会保険事務、人件費に係る予算要求・管理及び労働組合対応に関する業務を各事業本部から企画管理本部に集約しました。

当公庫における多様な人材を確保するため、平成 26 年 4 月に転勤範囲を限定した「地域総合職」を新たな職種として新設しました。さらに、「支店機能の強化」の観点から、統合支店長の役割発揮を重要視したうえで、統合支店運営に関する態勢強化や事務リスク管理態勢の整備に向けた検討、諸規定の整備を行いました。

#### （イ）システム最適化計画の完了

お客さまサービスの充実、事務の合理化・効率化及びシステム開発・運用に係るコスト削減を目的として平成 22 年度からシステム最適化計画に取り組んできました。平成 26 年 5 月に中小融資業務システム、信用保険システム、さらに、平成 27 年 1 月に国民業務システム、取引照会システム、債権管理システム及び金融機関伝送システムが稼動し、システム最適化計画の全てのシステムが稼動しました。

これにより、事業本部ごとに存在していたメインフレームを全廃し、オープンな技術、仮想

化技術などの最新の I T 技術を適用した柔軟性・拡張性の高いシステム共通基盤を構築しました。

システム共通基盤の構築により、サーバーの台数を削減するとともに、システム運用に係るコストを削減しました。

また、電子決裁の導入による業務フローの見直しやペーパーレス化により事務の合理化・効率化を推進し、それによりお客さまサービスの充実化を図りました。

#### (ロ) 人材開発の推進

「質の高いお客さまサービスの実現」及び「高度なマネジメント能力・専門性の養成」を目的として、人材アカデミー、階層別教育、自己啓発支援など新入職員から役員までの各種教育施策に取り組みました。

人材アカデミーにおきましては、若手管理職及び上級業務職を対象にミドルマネジメントコースを新設したほか、シニア、本部部長、事業統轄、プロジェクト Challenge!! (管理職候補となる女性職員の育成を目的としたコース)、I T、経理の各コースを実施しました。

階層別教育につきましては、事務職 3 年目、業務職 2 年目の研修を新設し、研修体系を整備したことに加え、営業活動における行動規範をテーマとした役員とのディスカッション機会の拡充を通じて政策金融の役割発揮に向けた意識付けを図ることに努めました。

また、職員の専門性強化策と能力向上のための重要な施策の一環として中小企業の経営実態を現場で学ぶための企業長期派遣研修 (派遣期間 1 年間) につきましては、平成 25 年度から開始しましたが、引き続き派遣先 20 社と研修内容をテラーメイドで作成し、年間 20 名規模で実施しました。これにより企業の実情に応じた具体的な経営指導ができる人材の育成を行いました。机上では得られない生の企業経営を肌身で感得し、将来の実務に反映させていくことを期待するものであります。

#### (ハ) 女性活躍の推進

女性が能力を最大限発揮できる職場を実現するため、各種取組みを着実に実施しています。女性管理職につきましては、平成 23 年度に「平成 30 年 4 月時点における管理職に占める女性の割合 5%」を数値目標として掲げ、計画的かつ積極的な登用を進めています。目標達成に向けて候補者を育成し、女性管理職比率は、目標設定時 (平成 23 年 4 月) の 1.3% から平成 27 年 4 月では 2.7% となっています。

当期におきましては、支店における女性活躍推進活動について、全職員が参加し、意識啓発中心の活動から仕事の効率化や地域との関係深耕につながる活動へと発展させました。また、民間金融機関との連携により女性の活躍を資金面で支援するスキームを構築するなど、全国に 10 名配置している「女性活躍推進専任者」を中心に、民間企業や地方公共団体などとも積極的に連携し、公庫内にとどまらず、地域の女性活躍にも貢献できるよう取り組んでいます。

#### (ニ) 職場環境の向上

ワーク・ライフ・バランスの推進を目的として「ノー残業デー週 2 日」、「休暇の計画的取得」

を促進しています。加えて、男性の育児関連休暇の取得奨励により、男性の家事・育児への参画を推進し、男女共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。

また、社内報や集合研修を通じ、ハラスメントに関する正しい理解を促すとともに、コンプライアンス・ヘルプライン及びハラスメントに係る外部相談窓口の周知を行っています。当期におきましては、職場環境向上及びハラスメント防止に向けて、コミュニケーション能力に関する講演会を実施するとともに、セクシャル・ハラスメントにつきましては、教材用DVDを作成・配付し、勉強会を実施しました。

#### (ホ) リスク管理態勢及びコンプライアンス態勢の整備・強化

リスク管理態勢及びコンプライアンス態勢につきましては、年度ごとにリスク管理プログラム及びコンプライアンス・プログラムをコーポレート・ガバナンス委員会での審議を経て定め、その進捗状況を定期的にコーポレート・ガバナンス委員会に報告することとしています。

さらに、高度なガバナンスの追求に向けて内部管理上重点的に取り組むべき分野を定め、公庫全体の経営として把握し又は管理すべきものをコーポレート・ガバナンス委員会で審議する態勢を構築しています。この委員会においては、コーポレート・ガバナンスに係る報告・調査・処理体制の整備や、公庫全体として統一的に対応すべき事項などについて審議しました。

反社会的勢力排除に向けた態勢整備状況及び取引の管理状況につきましては、コーポレート・ガバナンス委員会で審議し、その審議結果を取締役会に適切に報告しております。加えて、全職員を対象とした勉強会を開催し各種ルールの徹底を図るなど、反社会的勢力排除に向けた対応の充実を図りました。

また、地震・火災等の災害、事件・事故、感染症などの緊急事態の発生時における業務遂行体制の維持・復旧を図るため、災害・事故等対策本部や海外危機管理委員会などを整備しております。さらに、首都直下型地震や新型インフルエンザが発生した場合を想定し、想定災害が業務に与える影響を可能な限り回避し、その早期回復を図るための事業継続計画（BCP）を策定しております。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

		第4期 (平成23年4月 ～平成24年3月)	第5期 (平成24年4月 ～平成25年3月)	第6期 (平成25年4月 ～平成26年3月)	第7期 (平成26年4月 ～平成27年3月)
株式会社日本政策金融公庫	経常収益	857,197	665,597	788,255	503,386
	経常利益	△290,430	△285,856	△35,817	△214,092
	当期純利益	△295,408	△286,268	△35,936	△134,789
	純資産額	6,142,730	4,184,472	4,507,759	4,627,306
	総資産	38,250,634	25,421,145	24,653,427	23,608,940
国民一般向け業務	経常収益	163,273	159,123	152,799	150,814
	経常利益	△21,726	△1,079	7,404	31,038
	当期純利益	△21,948	△1,366	7,863	79,433
	純資産額	447,687	510,635	599,864	700,801
	総資産	7,097,032	7,023,768	6,967,617	6,976,882
農林水産業者向け業務	経常収益	66,280	63,928	58,769	47,313
	経常利益	85	46	570	△9,750
	当期純利益	—	—	—	—
	純資産額	344,518	365,777	376,466	384,243
	総資産	2,627,541	2,601,392	2,609,060	2,645,382
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	経常収益	123,380	118,992	114,051	116,011
	経常利益	△27,444	△25,040	△14,576	60,066
	当期純利益	△27,497	△25,098	△14,582	77,249
	純資産額	610,267	767,769	878,586	1,047,136
	総資産	6,165,463	6,131,914	6,022,626	5,848,878
中小企業者向け 証券化支援買取業務	経常収益	591	471	385	355
	経常利益	503	411	346	313
	当期純利益	503	411	346	320
	純資産額	23,738	24,149	24,496	24,806
	総資産	25,505	24,930	24,516	24,846
信用保険等業務	経常収益	256,830	272,914	415,098	154,255
	経常利益	△301,329	△231,402	△13,228	△280,834
	当期純利益	△301,357	△231,423	△13,229	△276,895
	純資産額	1,753,382	1,765,508	1,856,979	1,688,884
	総資産	3,491,484	3,399,285	3,239,518	3,175,190
危機対応円滑化業務	経常収益	57,255	50,465	47,522	41,924
	経常利益	2,318	△28,781	△16,329	△14,917
	当期純利益	2,318	△28,781	△16,329	△14,909
	純資産額	668,068	750,391	771,130	781,188
	総資産	6,129,351	6,186,090	5,728,392	4,856,781
特定事業等促進円滑化業務	経常収益	240	289	436	491
	経常利益	△0	△9	△5	△7
	当期純利益	△0	△9	△5	10
	純資産額	221	239	234	245
	総資産	21,658	54,581	62,822	82,300
国際協力銀行業務	経常収益	201,695			
	経常利益	57,107			
	当期純利益	52,515			
	純資産額	2,294,786			
	総資産	12,693,182			
駐留軍再編促進金融業務	経常収益	271			
	経常利益	57			
	当期純利益	57			
	純資産額	57			
	総資産	181			

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2 株式会社国際協力銀行法(平成23年法律第39号)に基づき、平成24年4月1日に株式会社国際協力銀行が成立し、同日付で、株式会社国際協力銀行に、当公庫の国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務を移管しました。

(3) 資金調達及び設備投資

イ 資金調達

当期に行った主要な資金調達は、次のとおりです。

(イ) 主要な資金調達

(単位：億円)

	資金調達方法	当期調達額
株式会社日本政策金融公庫	借入金・寄託金	30,972
	債券	3,250
	出資金	2,543
	(計)	36,765

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2 債券の当期調達額は、当期発行額を計上しています。

## (ロ) 借入金・寄託金

(単位：億円)

	借入先・受入先	当期借入額・受入額	当期末残高
株式会社日本政策金融公庫	財政投融资特別会計	30,969	152,538
	その他の	3	2,053
	(計)	30,972	154,591
国民一般向け業務	財政投融资特別会計 (財政融資資金勘定)	18,380	53,888
	(投資勘定)	—	0
	一般会計	—	1,313
	(小計)	18,380	55,201
農林水産業者向け業務	財政投融资特別会計 (財政融資資金勘定)	2,090	19,715
	一般会計	—	434
	独立行政法人 農林漁業信用基金 (寄託金)	3	305
	(小計)	2,093	20,455
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	財政投融资特別会計 (財政融資資金勘定)	8,920	37,572
	(投資勘定)	50	186
	(小計)	8,970	37,759
中小企業者向け 証券化支援買取業務	(小計)	—	—
信用保険等業務	(小計)	—	—
危機対応円滑化業務	財政投融资特別会計 (財政融資資金勘定)	1,300	40,356
	(小計)	1,300	40,356
特定事業等促進円滑化業務	財政投融资特別会計 (財政融資資金勘定)	229	818
	(小計)	229	818

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

## (ハ) 債券

(単位：億円)

	当期発行額	当期末残高
	〔上段：政府保証債〕 〔下段：財投機関債〕	〔上段：政府保証債〕 〔下段：財投機関債〕
株式会社日本政策金融公庫	1,100	10,896
	2,150	7,759
国民一般向け業務	600	3,899
	1,500	2,900
農林水産業者向け業務	—	—
	200	1,909
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	500	6,997
	450	2,949
中小企業者向け 証券化支援買取業務	—	—
	—	—
信用保険等業務	—	—
	—	—
危機対応円滑化業務	—	—
	—	—
特定事業等促進円滑化業務	—	—
	—	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

## (二) 出資金

(単位：億円)

	出資金の名称等	当期受入額
株式会社日本政策金融公庫	一般会計出資金	1,879
	産業投資出資金	605
	東日本大震災復興特別会計出資金	59
	( 計 )	2,543
国民一般向け業務	一般会計出資金	211
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	4
	( 小 計 )	215
農林水産業者向け業務	一般会計出資金	22
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	55
	( 小 計 )	77
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	一般会計出資金	308
	産業投資出資金	605
	東日本大震災復興特別会計出資金	—
	( 小 計 )	913
中小企業者向け 証券化支援買取業務	一般会計出資金	—
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	—
	( 小 計 )	—
信用保険等業務	一般会計出資金	1,088
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	—
	( 小 計 )	1,088
危機対応円滑化業務	一般会計出資金	249
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	—
	( 小 計 )	249
特定事業等促進円滑化業務	一般会計出資金	—
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	—
	( 小 計 )	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

ロ 設備投資

当期に行った主要な設備投資等は、次のとおりです。

(イ) 設備投資の総額

(単位：百万円)

	設備投資の総額
株式会社日本政策金融公庫	11,209
国民一般向け業務	8,447
農林水産業者向け業務	322
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	978
中小企業者向け証券化支援買取業務	—
信用保険等業務	1,368
危機対応円滑化業務	68
特定事業等促進円滑化業務	22

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

## (ロ) 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

	内 容	金 額	備 考
国民一般向け業務	店舗関連設備投資等	785	店舗新築工事等
	情報システム関連設備投資等	6,512	国民業務システム等
農林水産業者向け業務	店舗関連設備投資等	—	該当なし
	情報システム関連設備投資等	80	共通基盤等
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	店舗関連設備投資等	—	該当なし
	情報システム関連設備投資等	466	中小本番端末機等
信用保険等業務	店舗関連設備投資等	—	該当なし
	情報システム関連設備投資等	1,280	信用保険システム等
危機対応円滑化業務	店舗関連設備投資等	—	該当なし
	情報システム関連設備投資等	0	共通基盤等
特定事業等促進円滑化業務	店舗関連設備投資等	—	該当なし
	情報システム関連設備投資等	0	共通基盤等

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(4) 現況に関する重要な事項

当期（注）における主な法令等の改正及び認可等を受けた事項は、次のとおりです。

イ 株式会社日本政策金融公庫法等の改正

(イ) 株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）

a 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 44 号）に基づき、改正

b 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年第 91 号）に基づき、改正

(ロ) 株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成 20 年政令第 143 号）

独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成 27 年政令第 74 号）に基づき、改正

ロ 認可等を受けた事項

(イ) 代表取締役の選任

平成 26 年 6 月 19 日の取締役会で決議、平成 26 年 6 月 19 日認可

(ロ) 取締役の選任

平成 26 年 6 月 19 日の株主総会で決議、平成 26 年 6 月 19 日認可

(ハ) 業務方法書の一部変更

平成 26 年 6 月 20 日付けで認可申請、平成 26 年 6 月 25 日認可

平成 27 年 3 月 23 日付けで認可申請、平成 27 年 3 月 31 日認可

平成 27 年 4 月 1 日付けで認可申請、平成 27 年 4 月 10 日認可

(ニ) 政府からの借入及び社債

国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務について、各業務ごとに主務大臣の認可を受けて、政府からの借入や社債の発行を行っています。

(注) 重要なものに限り平成 27 年 4 月 1 日以降に生じたものも記載しています。

## (5) 公庫の概要

### イ 沿革

平成 18 年 6 月 2 日	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」 公布
平成 19 年 5 月 25 日	「株式会社日本政策金融公庫法」公布
平成 20 年 4 月 16 日	第 1 回株式会社日本政策金融公庫設立委員会
平成 20 年 4 月 18 日	「株式会社日本政策金融公庫法施行令」公布
平成 20 年 9 月 19 日	定款認可
平成 20 年 9 月 22 日	創立総会及び設立時取締役による会議
平成 20 年 9 月 30 日	国内金融業務方法書認可
平成 20 年 10 月 1 日	株式会社日本政策金融公庫設立
平成 22 年 4 月 1 日	駐留軍再編促進金融業務を開始
平成 22 年 8 月 16 日	特定事業促進円滑化業務を開始
平成 23 年 7 月 1 日	事業再構築等促進円滑化業務を開始
平成 24 年 4 月 1 日	国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務を株式会社国際協力銀行に移管
平成 24 年 11 月 12 日	本店移転
平成 26 年 1 月 20 日	事業再編促進円滑化業務を開始

### ロ 事業内容

当公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般（生活衛生関係営業者を含む。）、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的とした業務を行っています。

ハ 本支店、海外駐在員事務所

当期末における当公庫の店舗は、本店 1、支店 152、海外駐在員事務所 2 です。

本 店 : 東京都千代田区大手町一丁目 9 番 4 号

支店及び海外駐在員事務所一覧

支 店	札幌、札幌北、函館、小樽、旭川、室蘭、釧路、帯広、北見、青森、弘前、八戸、盛岡、一関、仙台、石巻、秋田、大館、山形、米沢、酒田、福島、会津若松、郡山、いわき、水戸、日立、土浦、宇都宮、佐野、前橋、高崎、さいたま、浦和、川越、熊谷、越谷、千葉、船橋、館山、松戸、東京、東京中央、新宿、上野、江東、五反田、大森、渋谷、池袋、板橋、千住、八王子、立川、三鷹、横浜、横浜西口、川崎、小田原、厚木、新潟、長岡、三条、高田、富山、高岡、金沢、小松、福井、武生、甲府、長野、松本、小諸、伊那、岐阜、多治見、静岡、浜松、沼津、名古屋、名古屋中、熱田、豊橋、岡崎、一宮、津、四日市、伊勢、大津、彦根、京都、西陣、舞鶴、大阪、大阪西、阿倍野、玉出、十三、大阪南、堺、吹田、守口、泉佐野、東大阪、神戸、神戸東、姫路、尼崎、明石、豊岡、奈良、和歌山、田辺、鳥取、米子、松江、浜田、岡山、倉敷、津山、広島、呉、尾道、福山、山口、下関、岩国、徳山、徳島、高松、松山、宇和島、新居浜、高知、福岡、福岡西、北九州、八幡、久留米、佐賀、長崎、佐世保、熊本、八代、大分、別府、宮崎、延岡、鹿児島、鹿屋、川内
海外駐在員 事 務 所	上海、バンコク

ニ 職員

区 分	人 数
職 員	7,364 名

(注) 職員数は、平成 26 年度政府関係機関予算定員を記載しており、臨時職員等を含んでいません。

ホ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

当公庫では、次の「基本理念」に基づき、平成 27 年 3 月 17 日の取締役会において、「経営方針」及び平成 27 年度から 3 カ年の目標である「業務運営計画」を決定しました。「基本理念」、「経営方針」及び「業務運営計画」の内容は次のとおりです。

基本理念

(1) 政策金融の的確な実施

国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施する。

(2) ガバナンスの重視

高度なガバナンスを求め、透明性の高い効率的な事業運営に努めるとともに、国民に対する説明責任を果たす。

さらに、継続的な自己改革に取り組む自律的な組織を目指す。

経営方針

(1) お客さまサービスの向上

イ お客さまの立場に立って親身に應對し、身近で頼りになる存在を目指す。

ロ 商品力を高めるとともに、コンサルティング機能・能力の充実を図ることでサービスの質を向上し、資金と情報を活用することにより、政策金融を必要とするさまざまなお客さまのニーズに迅速かつ的確に対応する。

(2) セーフティネット機能の発揮

イ 自然災害や経済環境の変化等によるセーフティネット需要に機動的に対応する。

ロ 内外の金融秩序の混乱または大規模災害等の危機による被害に対応する。

(3) 日本経済成長・発展への貢献

国の政策に基づき、新たな事業の創出、事業の再生、海外展開及び農林水産業の新たな展開への支援など、政策金融に求められる各層の各種ニーズに適切に対応し、もって日本経済の成長・発展に貢献する。

(4) 地域活性化への貢献

イ 雇用の維持・創出など地域経済を支える中小企業・小規模事業者及び農林漁業者等の活力発揮に向けた支援を推進する。

ロ 地域の施策を踏まえ、プロジェクトへの参画など、日本公庫の総合力を発揮し、地域の活性化に貢献する。

ハ 地域に根ざした活動を展開し、地域社会への貢献に取り組む。

(5) 環境やエネルギーへの配慮、低コストで効率的な業務運営

イ 環境やエネルギーに配慮した企業活動に努め、社会に貢献する。

ロ お客さまサービスの充実、事務の合理化・効率化を図るために、TCO（注）低減の観点から踏まえつつ、効率的な情報システムを実現する。

ハ 職員からの積極的な改善提案を踏まえ、事務の合理化や業務の効率的な運営に取り組む。

(注) TCO：トータル・コスト・オブ・オーナーシップ、コンピュータシステムの導入、維持、管理などにかかる費用の総額

(6) 働きがいのある職場づくり

イ 職員一人ひとりが政策金融を担うための資質・能力及び専門性を高めるため、教育の強化を図る。

ロ 誇りと使命感を持って、能力と多様性を存分に発揮できる職場をつくる。

ハ 女性管理職の積極的な登用や女性のキャリア開発など女性活躍の推進を図る。

(7) リスク管理態勢の整備、コンプライアンス意識の定着

コーポレート・ガバナンスの観点から、リスク管理態勢の整備及び役職員におけるコンプライアンス意識の向上を図る。

業務運営計画（2015年度～2017年度）

日本公庫は、東日本大震災からの復興支援、台風などの自然災害からの復旧・復興支援及び経済状況に応じた需要へのきめ細かな対応等セーフティネット機能の発揮に腰を据えて着実かつ機動的に取り組む。さらに、今後の日本経済の発展のため、創業・新事業、事業再生、ソーシャルビジネス、海外展開及び農林水産業の新たな展開への支援など、成長戦略分野等に積極的に力を注いでいく。加えて、地域の活性化に貢献するため、地域経済を支える事業者等の方々への支援はもとより、地域の課題解決に向けての地方公共団体の取組みに対し、民間金融機関を始めとする関係機関等と連携し、公庫の総合力を発揮して支援を行う。

また、政策金融機関の使命として、政策提言能力の発揮とコンサルティング機能・能力の充実、さらに広報機能の強化を図り、融資にとどまらない、政策金融ならではの質の高いサービスの提供に努める。

業務遂行に際しては、「現場が第一」を旨としつつ、お客さまにより身近で頼りになる存在を目指し、日本経済の成長・発展に職員一丸となって貢献する組織づくりや、より働きがいのある職場づくりに取り組む。その際、日本公庫ネットワークの要として、統合支店長が役割発揮に努めるとともに、職員一人ひとりが、政策金融を担う者として「政策」と事業に取り組む方々等とを「繋ぐ」という使命感をもって、以下の目標に向かって取り組む。

事業運営目標

1 東日本大震災からの復興支援

イ 東日本大震災により影響を受けたお客さまからの融資・返済相談等への親身な対応

(イ) 「東日本大震災に関する特別相談窓口」を通じた円滑、迅速かつきめ細かな対応

(ロ) 「東日本大震災復興特別貸付」及び「農林漁業者・食品産業事業者向け震災特例融資」による適時適切な融資

(ハ) 返済相談や二重債務問題への丁寧かつ迅速な対応

(ニ) 「東日本大震災復興緊急保証」等についての保険を通じた迅速かつきめ細かな対応

ロ 被災地域で実施される復興プロジェクトへのきめ細かな対応

ハ 「東日本大震災に関する事案」として認定された危機に即応した業務の的確な実施

## 2 セーフティネット需要へのきめ細かな対応・資金の安定供給

### (1) お客さまからのセーフティネット需要へのきめ細かな対応

資金繰り支援などセーフティネット機能の発揮

(イ) 経営環境の悪化等に直面している中小企業・小規模事業者及び経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者へのきめ細かな対応

(ロ) 自然災害、家畜伝染病、農産物の価格下落、飼料価格高騰等の影響を受けた農林漁業者及び経営改善に取り組む農林漁業者への支援

### (2) お客さまにタイムリーかつ円滑に十分な資金を供給

イ お客さまの資金ニーズ等への積極的な対応

各種貸付・資金制度のお客さまの資金ニーズに即した活用

ロ 危機の発生に即応した迅速かつ円滑な業務運営

危機対応円滑化業務の的確な実施

### (3) 信用補完制度の着実な実施

イ 中小企業・小規模事業者への信用補完制度を通じた支援

ロ 保証協会等との連携強化

## 3 成長戦略分野等への重点的な資金供給

創業・新事業、事業再生、ソーシャルビジネス、海外展開及び農林水産業の新たな展開への支援など、成長戦略分野等に対する積極的な対応

イ 創業や新事業への支援

(イ) 創業や新たな事業活動に取り組む企業への支援強化を通じた、地域活性化及び雇用創出への貢献

新規開業貸付（企業数）〔創業前及び創業後1年以内〕：22,000 企業

新企業育成貸付契約社数：2,800 社

(ロ) 複数事業が一体となった金融サービスの強化

ロ 事業再生等への支援

(イ) 事業再生の支援機能の強化

再生関連貸付契約社数：1,000 社

(ロ) 再生支援協議会等との連携強化

再生支援協議会等への持込み：100 社

(ハ) DDS、DES等の金融手法の積極的な活用

(ニ) 複数事業が連携した事業再生の取り組み強化

日本公庫が主体的に実施する民間金融機関との再生支援に係る情報交換会：100 機関

(ホ) 産業競争力強化法に基づく事業再編に係るツーステップ・ローンの的確な実施

ハ ソーシャルビジネス支援

(イ) 資金需要への的確な対応

NPO法人への貸付件数：800 件

(ロ) 経営課題の解決に向けた支援サービスの拡充

(ハ) ソーシャルビジネス支援機関との連携の強化

## ニ 海外展開支援

(イ) 海外への展開を図る企業の資金調達（円貨・外貨）の円滑化支援や、スタンドバイ・クレジット業務の着実な実施

海外展開関連制度：450 社

(ロ) 小規模事業者の海外展開に対する支援

海外展開資金貸付件数：650 件

(ハ) 複数事業が一体となった金融サービスの強化

## ホ 農林水産業の新たな展開への支援

(イ) 法人経営、大規模家族経営の経営改善の取組みを支援

人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体への融資先数：4,400 先

(ロ) 新規就農者の確保に向けた取組みを支援

新たに農業経営を開始する者及び新規就農者を雇用する農業経営体への融資先数：800 先

(ハ) 6次産業化により経営改善に取り組む農林漁業者等の取組みを支援

6次産業化融資先数：900 先

(ニ) 輸出に取り組む意向のある農林漁業者の取組みを支援

(ホ) 大規模木材関連事業者の国産材の利用促進に資する取組みを支援

(ヘ) 水産業の生産体制強化、構造改革に資する老朽漁船の代船建造の支援

(ト) 農林漁業者との連携強化により国産農林水産物の内外需要の拡大に取り組む食品関係企業の支援

食品企業融資先数：200 先

(チ) 政策情報や各種調査結果など情報提供の実施

## ヘ 地球環境問題への対応支援

(イ) 中小企業・小規模事業者の環境エネルギー対策への取組みの推進

(ロ) 低炭素投資促進法に基づく特定事業に係るツーステップ・ローンの的確な実施

## ト 教育の機会均等への貢献

## 4 日本公庫の総合力を発揮し、地域の活性化等に貢献

(1) 地域のプロジェクトへの積極的な参画による地域活性化への貢献

特に、地方自治体からの要請等を踏まえた「地方版総合戦略」の策定への積極的な参画、当該施策の実施・推進等への貢献

(2) 複数事業が一体となった金融サービスの強化、お客さまや地域のニーズに合致した有益な情報の提供

イ 各事業本部の経営資源を活用した「総合力発揮」の強力な推進

(イ) 地域プロジェクトへの参画状況（「地方版総合戦略」の策定状況を含む。）や各地域の施策情報等を集約し提供

- (ロ) 複数事業が連携し、お客さまや地域のニーズに合致した融資や情報提供の推進
  - (ハ) 事業間連携によるお客さまのマッチング
  - (ニ) 複数事業のお客さまが参加する商談会・セミナー等の開催
  - (ホ) 「高校生ビジネスプラン・グランプリ」の開催
  - ロ 統合支店と国民生活事業単独支店との更なる連携強化
  - ハ 日本公庫全体の融資制度の習熟によるお客さまへの最適な融資提案の推進  
支店長がリーダーシップを発揮し、融資制度の習熟に向けた取組みを強化
  - (3) 民間金融機関との連携の充実及び関係団体等との連携の強化
    - イ 民間金融機関との連携の充実に向けた取組みの推進
    - ロ 複数事業が一体となった関係団体との連携強化
- 5 お客さまサービスの推進と政策提言能力の発揮
- (1) お客さまの満足度向上のため、コンサルティング機能の強化を始めとした各種サービス向上策の推進
    - イ お客さまの目線に立った支店運営を推進
    - ロ お客さまのニーズ実現のために必要な施策を推進
      - (イ) 融資判断に要する時間の短縮に向けた取組み
      - (ロ) お客さまへの「適切な提案、アドバイス」に係る満足度向上に向けた取組み
      - (ハ) 書類提出負担の軽減に向けた取組み
    - ハ お客さまのニーズに合致した有益な情報提供とコンサルティング機能の強化等
      - (イ) 海外展開を図るお客さまへの情報提供  
海外展開セミナーの開催（国内）：80回以上
      - (ロ) 海外展開支援機関等との連携
      - (ハ) 財務診断、収支シミュレーション等による、融資と一体となった経営支援の強化
      - (ニ) お客さまに対する適切な提案・アドバイスの推進  
お客さまのニーズに合わせた顧客支援ツールの提供の推進
  - (2) 情報発信の強化などによる広報活動の推進
    - イ 広報誌を新たに創刊し、広報機能を強化
    - ロ 地方メディアへの広報活動強化  
地方紙記事掲載件数：5,000件
    - ハ 企画提案型広報活動の強化  
記事化に成功した企画提案数：60件
    - ニ インターネットなど多様な媒体を利用した広報活動の強化
  - (3) 総合研究所における研究水準の向上、対外発信力の強化、他の研究機関との交流の強化、事業本部の運営に資するための役割の発揮
    - イ 中小企業研究で世界的にも高い水準の追求
      - (イ) 景況関係調査の定期的実施
      - (ロ) テーマ別調査の実施とそれに基づく研究成果の公表

- ロ 対外発信力の強化による、研究機関としての評価向上
  - (イ) 定期刊行物や書籍等の編集・発行
  - (ロ) 日本公庫シンポジウムの開催
  - (ハ) 研究成果の国際的発信の推進
  - (ニ) 調査票データの一般学術公開
- ハ 他の研究機関との交流の強化
  - (イ) 国内外での研究発表会・情報交換会などの開催・参加
  - (ロ) 共同研究の実施
  - (ハ) 外部の研究会・研究プロジェクトへの参加
- ニ 事業本部の運営に資するための役割の発揮
  - 事業本部の運営や政策提言に資する調査研究の実施
- (4) お客さまの声や現場のニーズに即した政策提言による制度・施策の改善に向けた取組み
  - イ お客さまの声を収集し、政策提言や施策に反映
    - 中小企業・小規模事業者、農林漁業者等の声や顧客の動向を業務運営（貸付制度の新設・改善）に反映
  - ロ 地域における課題を把握し、その解決に向けた政策提言や取組みを推進
    - 政策金融に対する地域のニーズをきめ細かく把握し、政策提言や業務運営に反映
- 6 信用リスクの適切な管理
  - イ 適切な与信管理の実施
  - ロ 適切な信用コストの管理
  - ハ 保険引受リスク管理態勢の充実・強化
  - ニ 損害担保取引に係る信用リスク管理態勢の整備

【信用リスクに係る統一指標】			
指標	目的	算出式	目標数値
初期デフォルト率 (%) 目標指標	貸付後1年以内にデフォルト（倒産、延滞）した先数の割合（注1）を指標とすることにより、審査が機能しているかをモニタリングするとともに、初期デフォルトを低減するための目標とする。	<b>【年間目標】</b> $\frac{\text{分母のうちデフォルトした先数等}}{\text{当年度に貸付（注2、3）を行った先数等}}$ <b>【毎月報告（モニタリング指標）】</b> $\frac{\text{分母のうちデフォルトした先数等}}{\text{報告対象月以前（注4）過去1年間に貸付（注2、3）を行った先数等}}$	国民：0.32% 農林：0.10% 中小：0.11%
債務者区分の 上方・下方遷移 （先数等）  モニタリング指標（注5） 〔農林・中小〕	債務者区分の上方遷移（前期決算時からの上方遷移）及び下方遷移（前期決算時からの下方遷移）の先数等を指標として管理することにより、適切な債権管理（経営改善支援を含む。）に資する対策の実施を促進する。	上方遷移先数：要管理先以下からその他要注意先以上へ遷移した先数等 下方遷移先数：その他要注意先以上から要管理先以下へ遷移した先数等 <b>【半期報告（決算確定後）】</b>	—
与信関係費用 比率 (%) モニタリング指標（注5）	与信関係費用（注6）比率を指標として管理することにより、適切な審査・債権管理による財政負担の極小化（貸倒引当金等の極小化）に資する対策の実施を促進する。	$\frac{\text{与信関係費用}}{\text{期末総与信残高}}$ <b>【半期報告（決算確定後）】</b>	—

（注1）デフォルトは「貸出条件緩和債権」を除く。国民生活事業本部は金額割合。

（注2）国民生活事業本部は、直接貸付債権（経営改善貸付、生活衛生改善貸付、教育資金貸付、恩給担保貸付及び記名国債担保貸付を除く。）

（注3）中小企業事業本部は、直接貸付債権のほか、証券化融資に係る貸付債権、信用状発行業務（連携型）以外の信用状発行に係る支払承諾見返、取得した社債（新株予約権付）及び証券化融資に係る取得した社債を含む。

（注4）報告対象月を含む。

（注5）目標の達成度合い等を判断する上での参考指標とする。

（注6）与信関係費用は、貸倒引当金繰入額・戻入益、補償損失引当金繰入額・戻入益、貸出金償却、株式等償却、国債等債券償却、償却債権取立益、債権売却損、債権放棄損、求償権償却、その他経常費用（DES実施に伴うもの）の合計額

## 組織運営目標

### 1 支店機能の強化

- イ 統合支店長の日本公庫ネットワークの要としての役割の着実な発揮
- ロ 地区統轄の事業本部内における本支店間を結ぶ役割の的確な発揮
- ハ 「現場が第一」との考えに基づく支店運営態勢の不断の強化

### 2 B P Rなどによる事務の合理化と業務の効率的・効果的な運営の徹底

#### (1) 基本方針

- イ これまでのB P R（注）施策の点検を踏まえつつ、職務権限と責任の明確化、仕事のやり方の見直し・効率化、意思決定の透明化・迅速化の継続的な取組み
- ロ 職員からの積極的な改善提案を踏まえた、事務の合理化や業務の効率的・効果的な運営への取組み

#### (2) 全体目標

- イ 随意契約見直し計画における随意契約比率の年度見通しの達成
- ロ 計画的な店舗、職員住宅の整備及び改善
- ハ 遊休不動産の処分促進
- ニ 施策の点検・見直しや職員からの改善提案による事務の合理化と業務の効率的・効果的な運営の推進
- ホ 名刺、封筒及び印刷物における間伐材利用紙の利用を拡大
- へ 債権管理システムの活用による業務効率化及び拠点集中化の推進
- ト 企画管理本部等におけるB P Rなどによる業務改善

（注）B P R：ビジネス・プロセス・リエンジニアリング、企業の業務活動を根本から考え直し、根本的革新・業務の効率化を図る経営手法。

#### (3) 個別目標

##### 〔国民生活事業本部〕

- イ 事務集約化の一層の進展に向けた取組み
- ロ 教育貸付に係る審査集約化の拡大
- ハ 信用調査票の電子化に向けた取組み
- ニ 現場目線に立った事務改善の推進

##### 〔農林水産事業本部〕

- イ 本店及び支店業務のB P Rを踏まえた現場力強化に向けた取組み
- ロ 職員の日常の気づきを集約する提案制度の定着

##### 〔中小企業事業本部〕

- イ 融資業務B P Rの実施  
現場力強化の取組みによる適切な融資業務の遂行に向けた効率化・合理化
- ロ 効率的な審査事務の実施
- ハ 保険業務B P Rの実施
- ニ 人員の効率的な配置の検討

〔企画管理本部〕

- イ 経費管理体制の整備（「経費の多面的分析」の取組みの継続）
- ロ 調達能力向上のため人材育成を強化

(4) 目標数値

随意契約比率            件数 21.8%／金額 28.8%

3 IT中期計画の着実な推進、システムの効率的・効果的な運営、次期最適化計画に向けた基本構想の検討

(1) IT中期計画に基づく次のプロジェクトの着実な推進

イ 共通化・標準化に向けた個別開発項目

(イ) 2015年度に完了する開発項目

受託ネットワークシステム等国民業務システムの共通基盤への統合、ネットワーク統合、端末機管理システムの統合、OCR決算入力システムの共用化、モバイルシステムの共用化、情報基盤の整備

(ロ) 2017年度までに完了する開発項目

信用保険システムの再構築、担保システムの共用化

ロ 各事業本部等のシステム開発要望に対する積極的な対応

(2) 効率的かつ円滑なシステムの開発・運用に向けた取組みの推進

イ 最適化システムの安定かつ効率的な運用

ロ オペレーションの自動化や標準化による運用の改善

ハ 開発内容に応じた事業横断的なチームの編成

(3) 次期全体システム最適化計画の基本構想の検討

イ 業務システムとして共通化する範囲、共通化した場合の効果・課題、業務への影響等の調査・検討

ロ 効率的・効果的なITインフラ整備に向けたIT技術・構築手法等の動向調査・分析

ハ 次期最適化計画策定に向けた体制整備

(4) ITを活用して業務改革の企画・提案ができる人材の育成

イ 共通化・標準化の観点から業務を横断的に分析し、システム化計画の企画・立案ができる人材の育成

ロ 幅広いIT技術の知識を持ち、より効率的・効果的なシステムの提案ができる人材の育成

(5) システム監査の適切な実施

4 人材開発

(1) 基本方針

イ 「質の高いお客さまサービスの実現」及び「高度なマネジメント能力・専門性の養成」を目的とした職員教育の充実

ロ 人事給与制度の適切な運用と見直し

ハ 人材活用の推進

ニ 専門性の強化

(2) 全体目標

イ 基本理念・経営方針・業務運営計画の浸透・理解

諸会議や集合研修の活用に加え、職員間で論じ合う勉強会実施による浸透・理解

ロ 新入職員から上級管理職まで、一貫した教育を実施

事業本部固有のものを除き、全階層の研修、自己啓発支援制度を共通化して実施

ハ マネジメント能力の強化

(イ) 人材アカデミー各コースの内容充実と円滑な運営の実施

(ロ) 管理職と非管理職のコミュニケーションの更なる向上に向けた取組みの推進

ニ 地域総合職の適切な運用

ホ 人事給与制度の円滑な運営に向けた態勢の整備

(イ) 制度運用に関するモニタリング及びアンケート調査を実施

(ロ) 再雇用制度の円滑な運営に関する態勢の整備

へ 経過措置終了(2016年4月)に向け人事給与制度において異なる取扱いとなっている項目の統一

ト 事業横断的に業務を遂行できる人材の育成

(イ) 事業間人事異動の拡充

(ロ) 事業間人事異動者への教育・研修態勢の強化

チ 業務職育成制度等によるエリア職の活動範囲の拡大

リ 専門性の強化策の実施

(イ) 社内公募、中途採用を拡充

(ロ) 専門性強化を狙いとした教育施策の推進・支援

(ハ) 中小企業診断士、農林水産業経営アドバイザーの資格取得推進及び有資格者の活用

(ニ) 企業派遣研修の実施

ヌ 給与支給事務等の効率的な運用及びアウトソーシングの活用

ル 2016年1月に導入されるマイナンバー(社会保障・税番号)制度への対応

ヲ きめ細やかな人事・労務管理の実施に向けた人事給与システムの改善と活用の促進  
就労システムの機能の向上・強化

(3) 目標数値

①職員意識調査項目「基本理念、経営方針の認知度」 100%

②職員意識調査項目「業務運営計画の認知度」 100%

③職員意識調査項目「業務目標の管理(面接十分、管理も適切)」 75%

④職員意識調査項目「人事考課等のフィードバック(十分にある)」 85%

⑤資格取得の促進等

中小企業診断士有資格者数

〔国民〕2015年度：230人 2016年度：240人 2017年度：250人

〔中小〕2015年度：210人 2016年度：215人 2017年度：220人

農林水産業経営アドバイザー有資格者数

〔農林〕 2015年度：230人 2016年度：240人 2017年度：250人

(補足) 職員意識調査項目の内容

①職員意識調査項目「基本理念、経営方針の認知度」

対象数値：全職員の肯定的比率

質問内容：あなたは、日本公庫の基本理念、経営方針の内容を知っていますか。

②職員意識調査項目「業務運営計画の認知度」

対象数値：全職員の肯定的比率

質問内容：あなたは、配属されている事業本部／企画管理本部等の業務運営計画の内容を知っていますか。

③職員意識調査項目「業務目標の管理（面接十分、管理も適切）」

対象数値：全職員の肯定的比率

質問内容：あなたの業務目標は、期中の進捗管理や支援などを通じて、上司に適切に管理されていると思いますか。

④職員意識調査項目「人事考課等のフィードバック（十分にある）」

対象数値：全職員の肯定的比率

質問内容：業績や人事考課の結果に関して、上司からのフィードバックはありましたか。

## 5 女性活躍の推進と職場環境の向上

### (1) 基本方針

- イ 女性管理職の積極的登用
- ロ 総合職、エリア職、ライフステージ別等の各層に応じた女性のキャリア開発支援
- ハ ライフステージに応じた両立支援策を実施し、就業継続を支援
- ニ ワークライフ・マネジメント（WLM）の実践
- ホ 女性活躍推進の活動について、全職員が参加し、業務に貢献する活動の実施
- へ ハラスメント対策の強化

### (2) 全体目標

- イ 女性の管理職登用に向けて、「プロジェクト Challenge!!」等により、女性管理職候補者を育成
- ロ メンタリング制度等により、女性総合職のキャリア形成を支援
- ハ 業務職育成制度により、エリア職の職域拡大を支援
- ニ 女性職員に対して、管理職が「実践の場・チャレンジの機会」を積極的に付与し、業務経験を積ませることで、女性職員の能力とチャレンジ意欲を向上
- ホ 職員一人ひとりが能力を発揮できる職場環境の整備
- へ 時間生産性を高め、メリハリのある働き方を推進
- ト 女性活躍推進活動について、これまでの活動基盤を活かし、より一層業務に貢献する内容へとレベルアップ

チ ハラスメント対策の強化（「6 リスク管理態勢、コンプライアンス態勢の整備・強化」と同様の取組み）

リ メンタルヘルス対策の強化

（イ）メンタルヘルス相談態勢の拡充

（ロ）メンタルヘルスに関する研修の拡充

ヌ 職員意識調査による経営課題の把握

### （3）目標数値

- |                                      |               |
|--------------------------------------|---------------|
| ①管理職に占める女性の割合                        | 5%（2018年4月時点） |
| ②新卒女性総合職採用比率                         | 30%           |
| ③職員意識調査項目「管理職による女性の能力開発支援度（女性）」      | 75%           |
| ④職員意識調査項目「ノー残業デー週2日の実践」              | 80%           |
| ⑤男性の育児関連休暇（出産休暇、育児参加休暇、育児休業）合計3日の取得率 | 100%          |

（補足）職員意識調査項目の内容

③職員意識調査項目「管理職による女性の能力開発支援度（女性）」

対象数値：女性職員の肯定的比率

質問内容：管理職層は、日常的な業務指導を通じて、女性職員の能力開発を支援していると思いますか。

④職員意識調査項目「ノー残業デー週2日の実践」

対象数値：全職員の「毎週実践」の回答比率

質問内容：ノー残業デー週2日を実践していますか。

## 6 リスク管理態勢、コンプライアンス態勢の整備・強化

### （1）基本方針

- イ 政策要請に応えつつ適切なリスク管理を実施
- ロ コンプライアンス意識の強化・定着化を図るとともに、的確なモニタリングを実施
- ハ 危機管理態勢の一層の強化

### （2）全体目標

- イ リスク管理プログラム及びコンプライアンス・プログラムの策定、コーポレート・ガバナンス委員会等における同プログラムの実施上のモニタリング
- ロ 統合支店運営に関する事務リスク管理の適切な実施
- ハ 反社会的勢力排除態勢に係る適切な対応
- ニ 研修実施及び学習ツールの活用によるコンプライアンス意識の強化
- ホ コンプライアンスに係る報告・相談の徹底
- へ BCP（注）に係る定期的な訓練等を通じた、初動対応手順の習熟及びBCPの見直し
- ト 危機管理・コンプライアンス事案対応における支店長の適切な役割発揮

（注）BCP：ビジネス・コンティニューイティ・プラン、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合、経済的損失を最小限にとどめ、中核事業の継続あるいは早期復旧

を可能とするための計画

## 2 株式に関する事項

### (1) 株式数

発行可能株式総数	12,683,925,630,964株
発行済株式の総数	10,987,913,407,741株

内訳

業 務	発行済株式の総数
国民一般向け業務	1,233,576,000,000
農林水産業者向け業務	381,588,000,000
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	1,439,285,000,000
中小企業者向け証券化支援買取業務	24,476,000,000
信用保険等業務	5,660,327,407,741
危機対応円滑化業務	957,394,000,000
特定事業等促進円滑化業務	267,000,000
国際協力銀行業務	1,291,000,000,000

(注) 株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）に基づき、国際協力銀行業務を当公庫から分離する手続きを完了しておりますが、平成24年3月31日以前に発行した国際協力銀行業務に係る株式1,291,000,000,000株は、当公庫の発行済株式として残存しています。

### (2) 当期末株主数

4名

### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当公庫への出資状況	
	持株数	持株比率
財務大臣	10,682,813,407,741株	97.22%
経済産業大臣	273,380,000,000株	2.49%
農林水産大臣	28,589,000,000株	0.26%
厚生労働大臣	3,131,000,000株	0.03%

## 3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4 役員

(1) 取締役及び監査役に関する事項

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

氏 名	地 位 (及び担当)
細川 興一	代表取締役総裁
皆川 博美	代表取締役副総裁 (総裁補佐並びに危機対応等円滑化業務部及び総合研究所)
豊永 厚志	代表取締役専務取締役 (中小企業事業本部長)
上野 善晴	代表取締役専務取締役 (国民生活事業本部長)
高橋 洋	代表取締役専務取締役 (農林水産事業本部長)
紀村 英俊	専務取締役 (企画管理本部長兼企画管理本部総務・企画部門長)
原田 高道	常務取締役 (中小企業事業本部営業部門長)
平松 幹弘	常務取締役 (国民生活事業本部営業部門長)
野崎 与四郎	常務取締役 (農林水産事業本部営業部門長及び企画管理本部担当)
岡部 修	常務取締役 (国民生活事業本部生活衛生部門長)
小池 敏広	取締役 (国民生活事業本部審査部門長)
和田 修一	取締役 (中小企業事業本部企画管理部門長)
山口 博澄	取締役 (企画管理本部 I T 部門長)
高木 隆	取締役 (農林水産事業本部企画管理部門長)
西嶋 勝之	取締役 (農林水産事業本部審査部門長)
橋本 元秀	取締役 (中小企業事業本部保険部門長)
鶴澤 静	取締役
渡辺 善子	取締役
金森 潤	常勤監査役

氏 名	地 位 (及び担当)
黒田 尚	常勤監査役
池田 敏夫	監査役
高橋 伸子	監査役

(注) 1 取締役のうち、鵜澤静及び渡辺善子の2氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

2 監査役のうち、黒田尚、池田敏夫及び高橋伸子の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

3 監査役池田敏夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。

4 鵜澤静氏は、日清紡ホールディングス(株)代表取締役会長及びサッポロホールディングス(株)社外取締役を兼職しています。

5 池田敏夫氏は、全国農業協同組合連合会の経営管理委員を兼職しています。

## (2) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

### イ 社外役員の重要な兼職の状況

鵜澤静氏は、日清紡ホールディングス(株)代表取締役会長及びサッポロホールディングス(株)社外取締役を兼職しています。同氏が代表取締役を兼職する日清紡ホールディングス(株)と当公庫の間には、開示すべき関係はありません。同氏が社外取締役を兼職するサッポロホールディングス(株)と当公庫の間には、融資取引があります。

池田敏夫氏は、全国農業協同組合連合会の経営管理委員を兼職しています。同氏が経営管理委員を兼職する全国農業協同組合連合会と当公庫の間には、融資取引があります。

ロ 社外役員の主な活動状況

氏 名	取締役会等への出席状況及び発言その他の活動状況
鵜澤 静	当期取締役会 13 回開催のうち 12 回に出席。 企業経営者としての観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
渡辺 善子	平成 26 年 6 月 19 日就任後に開催された当期取締役会 10 回開催のうち 10 回に出席。 民間企業での経験を生かして議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
黒田 尚	当期取締役会 13 回開催のうち 13 回に出席。 当期監査役会 14 回開催のうち 14 回に出席。 監査役実務経験者としての観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
池田 敏夫	当期取締役会 13 回開催のうち 13 回に出席。 当期監査役会 14 回開催のうち 14 回に出席。 財務及び会計の専門家としての観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
高橋 伸子	当期取締役会 13 回開催のうち 13 回に出席。 当期監査役会 14 回開催のうち 14 回に出席。 生活、金融及び経済を専門とするジャーナリストとしての観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。

ハ 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
鵜澤 静	会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、社外取締役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする旨の契約
渡辺 善子	
池田 敏夫	会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、社外監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする旨の契約
高橋 伸子	

(3) 役員の報酬に関する事項

区 分	人 数	報 酬 等
取 締 役 (うち社外取締役)	25 名 (3 名)	324 百万円 (19 百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 名 (3 名)	48 百万円 (32 百万円)
合 計	29 名	372 百万円

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2 報酬等の額には、取締役及び監査役に対する役員賞与引当金繰入額 21 百万円（取締役 19 百万円、監査役 2 百万円）が含まれています。

3 報酬等の額以外に、取締役及び監査役に対する役員退職慰労引当金繰入額 16 百万円（取締役 13 百万円、監査役 2 百万円）を計上しています。

4 報酬等の額以外に、平成 26 年 6 月 19 日開催の第 6 回定時株主総会の決議に基づき、退任取締役に対し役員退職慰労金を以下のとおり支給しています。

退任取締役 4 名 37 百万円

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当期に係る報酬	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 公認会計士 岡村 俊克 公認会計士 長尾 礎樹 公認会計士 伊澤 賢司	227 百万円	会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務（非監査業務）である「監査人から引受事務幹事会社への書簡」及び「財務諸表等以外の財務情報に関する調査の報告」作成業務等を委託し、対価を支払っています。

(注) 1 当公庫と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2 当公庫が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は、247 百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に該当すると認められるときは、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるとき、その他必要と認められるときは、会計監査人の解任又は不再任を目的とする議案を株主総会に提出する方針です。

## 6 業務の適正を確保するための体制

当公庫は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」を取締役に於いて決議し、これを実施しています。その内容は次のとおりです（注）。

(1) 取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 公庫は、取締役及び職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款（以下「法令等」という。）に適合することを確保するため、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する規定を定め、これらの規定を公庫の取締役及び職員に周知する。

ロ 取締役及び職員は、コンプライアンスに関する諸規定を遵守する。

ハ 公庫は、コンプライアンスに関する責任者を置き、法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。

ニ 公庫は、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。

ホ 公庫は、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

ヘ 公庫は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ 公庫は、取締役の職務の執行に係る情報、お客さまの情報その他の公庫が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報資産の保存及び管理に関する規定を定める。

ロ 公庫は、法令又は情報資産の保存及び管理に関する諸規定に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、及び管理する。

ハ 取締役及び職員は、情報資産の保存及び管理に関する諸規定に基づき、情報資産を適切に保存し、及び管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 公庫は、リスク管理を行うことの重要性を認識し、業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合的リスク管理規程その他のリスク管理に関する諸規定を定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。

ロ 公庫は、各種リスクの管理に関する責任者を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。

ハ 公庫は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の危機管理に関

する規定を定め、危機管理の態勢整備に努める。

ニ 公庫は、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する諸規定に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 公庫は、毎月及び必要に応じて臨時に取締役会を開催し、公庫全体の業務運営の基本方針に関する重要な事項について決議するとともに、取締役の業務執行の状況について報告を受ける。

ロ 公庫は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、総裁決定審議会その他の会議体を設置する。

ハ 公庫は、総裁、事業本部長その他の業務を執行する取締役、特別参与、本店の部長等の職務権限を明確に定め、それぞれの者は定められた職務権限に基づき、効率的に業務を遂行する。

(5) 業務の適正を確保するための内部監査体制

イ 公庫は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する規定を定める。

ロ 公庫は、被監査部門から独立し、総裁に直属して内部監査に関する事務をつかさどる内部監査部署を置く。

ハ 内部監査部署は、総裁の指示の下、内部監査に関する諸規定に基づき内部監査を行い、その結果を総裁に報告する。

ニ 内部監査部署は、総裁の指示により定期的に若しくは必要に応じて、又は他の取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。

ホ 内部監査部署は、総裁の指示の下、監査役及び会計監査人と必要な情報交換を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

(6) 監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

イ 公庫は、監査役の職務を補助すべき者として、専任の職員を置く。

ロ 前イの職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。

ハ 監査役は、必要と認めるときは、総裁の承諾を得て、前イの職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。

(7) 監査役の職務を補助する職員の取締役からの独立性に関する事項

公庫は、監査役の職務を補助する職員の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の承認を得る。

(8) 監査役の職務を補助する職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

公庫は、前(6)及び(7)を遵守するほか、監査役の職務を補助する職員が、監査役の指示に基づき行う職務の遂行を妨げてはならない。

(9) 取締役及び職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ 代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会その他の監査役が出席する重要な会議において、随時、その職務の執行状況等を的確に報告する。

ロ 取締役及び職員は、公庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役に速やかに報告する。

(10) 監査役への報告をした取締役及び職員が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

公庫は、前（９）ロの報告を行ったことを理由として、当該報告を行った取締役及び職員に対して一切の不利益な取扱いをしてはならない。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

公庫は、監査役が実効的な監査の実施に当たって弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めるなどのため所要の費用を請求するときは、これを拒むことができない。

(12) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、取締役及び職員に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた取締役及び職員はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。

ロ 監査役は、取締役会のほか、総裁決定審議会その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べることができる。出席しない会議についても、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。

ハ 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。

ニ 監査役は、リスク管理及びコンプライアンスを統括する部署並びに内部監査部署に協力を求めることができる。

ホ 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

(注) 上記（８）、（１０）及び（１１）は、平成 27 年 4 月 14 日の取締役会決議で追加され、平成 27 年 5 月 1 日から施行される内容を記載しています。

## 7 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 附属明細書（事業報告関係）

（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

1. 役員について重要な兼職状況の明細  
事業報告「4 役員」に記載のとおりです。
2. 事業報告の内容を補足するその他の重要な事項  
該当事項はありません。

以 上